

栃スポ協第 360 号  
令和 3 年 3 月 8 日

各市町スポーツ少年団 本部長 様

公益財団法人栃木県スポーツ協会  
栃木県スポーツ少年団  
本部長 橋本 健



令和 3 年 3 月 8 日以降のスポーツ少年団活動の制限緩和について(通知)

平素より、栃木県のスポーツ振興への御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

県の警戒度レベル引き下げに伴うスポーツ少年団活動の制限緩和については、令和 3 年 2 月 22 日付け、栃スポ協 336 号により通知したところ、御協力いただき誠にありがとうございます。

3 月 8 日(月)から当面の間、スポーツ少年団活動の制限緩和については、下記のとおりといたします。引き続き感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和 3 年 3 月 8 日(月)～当面の間 ※変更等ある場合は改めて通知する。
- 2 対 応 (1)平日の活動時間を 120 分程度とし、土日祝日の活動は 180 分程度とする。  
(2)練習試合、合同練習等を可とする。  
ただし、感染拡大地域(緊急事態措置区域及び重点措置区域)や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県民への行動要請のある地域の団体とは行わない。  
(3)練習試合や合同練習、大会等への参加は、主催団体と協議のうえ、参加する選手及び保護者に感染防止対策等について十分な説明を行い、参加への理解と同意を得ること。
- 3 その他 本対応は今後の状況により変更になる場合がある。  
また、必要に応じて各市町スポーツ少年団、教育委員会等が対応策を講じる。

公益財団法人 栃木県スポーツ協会  
栃木県スポーツ少年団事務局  
TEL : 028-680-7771